個人情報ファイルの名称	墨田区要保護児童台帳
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
個人情報ファイルの利用目的	児童虐待への早期対応と防止のため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6家族構成、7健康状態、8相談内容、9電話番号、10傷病名・傷病歴、11心身の障害の有無・程度、12職業・職種・職歴、13収入、14本籍・国籍、15電話番号
記録範囲	児童虐待の通告及び相談のあった者
記録情報の収集方法	電話、面接、訪問、文書、関係者会議
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	要保護児童対策地域協議会及び警視庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名　称）　墨田区子育て支援総合センター
	（所在地）　〒１３０－８６２８　墨田区横川五丁目７番４号
	（他の法令の規定による開示）　＿
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	あり
備　　考	ー

個人情報ファイルの名称	両国子育てひろば相談内容ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
個人情報ファイルの利用目的	相談等が円滑に行えるよう、施設利用者に関する情報を記録し、利用する。
記録項目	1氏名、2年齢、3相談内容、4対応・今後の方針
記録範囲	施設利用者
記録情報の収集方法	指定管理者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	ー
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名　称）　墨田区子育て支援総合センター
	（所在地）　〒１３０－８６２８　墨田区横川五丁目７番４号
	（他の法令の規定による開示）　＿
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	なし
備　　考	ー

個人情報ファイルの名称	文花子育てひろば相談内容ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
個人情報ファイルの利用目的	相談等が円滑に行えるよう、施設利用者に関する情報を記録し、利用する。
記録項目	1氏名、2年齢、3相談内容、4対応・今後の方針
記録範囲	施設利用者
記録情報の収集方法	指定管理者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	ー
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名　称）　　墨田区子育て支援総合センター
	（所在地）　　〒１３０－８６２８　墨田区横川五丁目７番４号
	（他の法令の規定による開示）　ー
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	なし
備　　考	ー

個人情報ファイルの名称	家事支援用品購入支援事業対象者ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
個人情報ファイルの利用目的	家事支援用品購入支援事業実施に伴う対象者の抽出、申請書類の発送、申請状況の管理、問合せ対応、支給実績の把握等のために使用する。
記録項目	1氏名（カナ）、2住所、3住所方書　4郵便番号　5生年月日、6続柄、7児童宛名番号　8世帯主氏名（カナ）、9世帯番号
記録範囲	令和４年度家事支援用品購入支援事業対象者
記録情報の収集方法	・住民基本台帳 ・認可保育所利用児童データ　・認定子ども園利用児童データ　・家庭的保育事業利用児童データ ・小規模保育所利用児童データ　・居宅訪問型保育事業利用児童データ　・事業所内保育事業利用児童データ ・認証保育所利用児童データ　・定期利用保育利用児童データ　・認可外保育施設利用児童データ ・ベビーシッター利用児童データ
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	家事支援用品購入支援事業業務委託の委託事業者（令和４年度限り）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名　称）　墨田区子育て支援総合センター
	（所在地）　〒１３０－８６２８　墨田区横川五丁目７番４号
	（他の法令の規定による開示）　－
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	あり
備　　考	本事業は令和４年度のみの単独事業

個人情報ファイルの名称	家事・育児サポーター事業登録申請者ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
個人情報ファイルの利用目的	家事・育児サポーター事業実施に伴う決定通知書等の発送、利用状況の管理、問合せ対応等のために使用する。
記録項目	1対象者氏名、2生年月日、3住所、4申請者氏名、5続柄、6兄姉氏名、7兄姉年齢、8利用上限時間数、9既利用時間数
記録範囲	家事・育児サポーター事業利用登録者
記録情報の収集方法	登録申請者の申告、派遣事業者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	ー
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名　称）　墨田区子育て支援総合センター
	（所在地）　〒１３０－８６２８　墨田区横川五丁目７番４号
	（他の法令の規定による開示）　ー
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	あり
備　　考	ー